

用地補償総合技術業務共通仕様書（令和８年１０月１日） 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
第1条 略 （用語の定義） 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一～三十一 略 三十二 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。 以下 略	第1条 略 （用語の定義） 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一～三十一 略 （新規） 以下 略